

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

1.1.5 典型的な翻訳の問題

シンガポール国内特許出願についての英訳の提出

シンガポール国内特許出願のケースでは、シンガポール特許局に出願する際に明細書の英訳を提出することが勧められる。もっとも、出願人は出願時に特許明細書の英訳の部分を持っていないこともある。2007年4月1日以降、出願人は所定の期限内に特許明細書の英訳の部分が入手可能でない場合、出願日を獲得するための一定条件を利用することが可能である。

優先日のない国内特許出願の場合

最初の出願申請の場合、出願人が出願日をできるだけ速やかに獲得したいと希望するものの、出願時に特許明細書の記載の英訳がない場合、出願人は出願時にまず外国語で表記したものを提出することができる。

出願日を獲得するには、シンガポール特許局に提出する書類は

- 特許を求める表示がなされていること
- 1名または2名以上の出願人を特定していること
- 発明の記載または記載と思われるものを含んでいること⁴⁴

シンガポール特許局は出願人に通知を発行し、出願日を獲得するために当該通知日から2ヶ月以内に明細書の英訳を提出するよう命ずる。⁴⁵出願人が所定の期限内に明細書の英訳を提出することを怠った場合、出願は拒絶される。

ただしシンガポール特許局に提出する書類には、請求項および特許明細書の図面の英訳が入っている必要があることに注意していただきたい。

先の出願の優先権を主張する国内特許出願の場合

出願人が優先日から12ヶ月以内に明細書の記載または記載の一部または図面の英訳を持っていなかった場合、出願人はのちに出願の英訳の部分を出願する際に「参照による引用」または「欠落部分」の規定を利用することが可能である。

参照による引用

出願人が12ヶ月の条約期限を満たせるような記載の英訳を持っておらず、出願日を獲得したい場合、12ヶ月の期限内に翻訳された請求項および図面をまず提出し、記載の英訳を参照による引用により、申請された先の出願のために後から提出することが可能である。⁴⁶

このために、出願人はまず

- 所定の要件を満たすために、関連する先の出願に関する情報が提供されていることを示すこと
- 関連する先の出願を申請した日付および国を示すこと
- 発明の記載が参照による引用により出願に組み入れられており、関連する先の出願(すなわち優先権出願)に完全に包含されていることを示すこと

シンガポール特許局に提出された書類が条件(記載の英訳を除く)を満たしている場合、同局により出願日が交付される。

⁴⁴特許法第26条(1)(c)(i)

⁴⁵特許規則第19条(10)

⁴⁶特許法第26条(1)(c)(ii)

さらに、出願人は特許出願の申請から3ヶ月以内に以下のものを提出する必要がある。⁴⁷

- 記載が先の出願に参照により引用により組み入れられていることを確認する通知書
- 発明の記載
- 関連する先の出願およびその英訳がある場合は英訳の写し

出願人が所定の期間内に必要な情報および書類を提出しなかった場合、出願は放棄されたものとして取り扱われる。

上記の規定は発明の記載のみに関わるものであり、明細書のそれ以外の部分については関係ないことを強調する必要がある。

シンガポール PCT 国内段階特許出願についての英訳の提出

シンガポール PCT 国内段階特許出願の場合であって、PCT 出願の PCT 公報が英語でない場合、明細書の宣誓書付き英訳を **32ヶ月期限**(最も早い優先日から32ヶ月)までに提出する必要がある。英訳には宣誓書を添える必要がある。宣誓書のサンプルを以下に示す。

「私、[住所]の[氏名]はここに、私が日本語および英語に精通しており、添付の英訳が[国際出願日]に申請された[PCT 出願番号]の日本語から英語への正確な翻訳であることを宣言する。」

英訳の公表

出願人は、明細書の宣誓書付き英訳を公表するよう選択することも可能である。⁴⁸その場合、特許付与の時点で公開されるのとは異なり、公表は明細書の宣誓書付き英訳が公表される時点である。

英訳の訂正の提出

英訳の誤りを訂正するには、訂正を有効にするために自発補正書を提出することが可能である。自発補正書は特許料を支払う前に提出する必要がある。

欠落部分

特許法は「欠落部分」を、図面または発明の記載の部分であって、シンガポール特許局に特許出願を申請した日に欠落していたものと定義している。⁴⁹

出願人が欠落部分のある特許出願を申請し、出願日の交付を受け、特許料の納付前のいずれかの時点で欠落部分をシンガポール特許局に提出した場合、出願日は欠落部分を提出した日に改められることになろう。⁵⁰

もともと「欠落部分」の規定の下では、出願人は本来の出願日を確保できる可能性もある。この選択肢は、優先権主張を行う出願に限定し、優先権の宣言が出願日当日またはそれ以前に行われた場合に限定して適用可能である。

出願人は下記のことを特許出願の申請日から3ヶ月以内に提供する必要がある。⁵¹

- 特許出願から欠落していた記載または図面の部分
- 出願日を改めないようにとの請求

⁴⁷特許法第26条(7)、特許規則第26条(4)

⁴⁸特許規則第86条(7)

⁴⁹特許法第2条(1)

⁵⁰特許法第26条(8)

⁵¹特許法第26条(9)

- 欠落部分が参照による引用により組み入れられており、関連する先の出願に完全に包含されているとの声明
- 関連する先の出願の出願日、出願国および出願番号の提示
- 関連する先の出願の写しであって、外国特許庁に正式に認証されたもの
- 関連する先の出願または欠落部分の英訳

出願人が上記の要件を満たさず、所定の期間の末日までに欠落部分を撤回しなかった場合、欠落部分は出願に含まれていたものとして取り扱われ、出願日は欠落部分が提出された日に改められる。⁵²

出願人が本規定の下で欠落部分を盛り込むことを望まない場合であっても、出願人はいつでも欠落部分を提出することにより前の規定の下でこれをなすことが可能であり、出願日は欠落部分の提出日に改められる。

⁵²特許法第26条(8)

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2011 年 12 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。